

平成 26 年度以降の 3 年間についての原油等の有効な利用に関する
石油精製業者の判断の基準（告示）案の概要

1. 「残油処理装置装備率」の向上

- 「原油等の有効利用（※1）」に向け、残油処理装置（※2）の装備率（以下の数式）の向上を求める。

$$\text{残油処理装置の装備率} = \frac{\text{残油処理装置の処理能力}}{\text{常圧蒸留装置の処理能力}}$$

※1 「原油等の有効利用」とは、単位数量当たりの原油等の化石エネルギー原料から、燃料製品（揮発油、灯油、軽油、A重油、LPガス）を製造した後に残る残存物の発生量を減少させること又は製造される燃料製品の生産量を増加させること。

※2 「残油処理装置」とは、常圧蒸留残油又は減圧蒸留残油を処理して原油等の有効利用に貢献する以下の装置を指すものとする。

- ・ 残油流動接触分解装置（RFCC）
- ・ 残油熱分解装置（コーカー等）
- ・ 残油水素化分解装置（H-Oil）
- ・ 溶剤脱れき装置（SDA、生産された脱れき油が直接又は間接的に接続された FCC で分解されることを前提としているものに限る）
- ・ 重油直接脱硫装置
- ・ 流動接触分解装置（FCC）

- 石油精製業者は、経済産業大臣に提出する原油等の有効利用目標達成計画（以下「目標達成計画」という。）において、事業再編の方針も併せて示し、必要に応じて見直しを行いつつ、その取組状況を経済産業大臣に定期的に報告するものとする。

※事業再編の方針とは、石油精製業者が自ら又は他の事業者と連携して取り組む原油等の有効な利用等に資する競争力強化を目指す事業活動に関する基本的な考え方である。

- ただし、経済産業大臣は、新たな判断基準の運用に当たって、石油精製業者のそれぞれの成長戦略に基づく取組への影響にも留意するものとする。

2. 改善目標

(1) 改善率

- 2014年3月31日時点で平均45%程度である我が国石油精製業全体の装備率を、50%程度まで向上させることを目指すものとし、個々の企業の目標改善率は以下の通りとする。

装備率	改善率
45%未満	13%以上
45%以上55%未満	11%以上
55%以上	9%以上

- なお、2014年3月末までに「原油等の有効な利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成22年経済産業省告示第161号）」（以下「旧判断基準」という。）に定める目標を達成していない者については、旧判断基準の目標を達成した上で、本告示に対応するものとする。

(2) 目標期限について

- 最終目標達成期限は2017年3月31日（平成28年度末）とする。
- ただし、石油精製業者は、上記期限を最終期限としつつも、段階的な取組みも含め、目標達成に向けた取組みを可及的速やかに進めるものとし、その取組み結果を経済産業大臣に定期的に報告するものとする。

(3) 処理能力の起算点について

①旧判断基準の目標を達成している石油精製業者

- 残油処理装置及び常圧蒸留装置の現状の処理能力は、2014年3月31日時点で提出されている目標達成計画に記載されている当該装置及び当該目標達成計画に記載されていない残油処理装置については平成26年3月31日現在において公表されている当該装置の処理能力を起算点とする。ただし、2014年3月31日時点で新設又は増設を公表している残油処理装置の処理能力も起算点に加えるものとする。

②旧判断基準の目標を達成していない石油精製業者

- 残油処理装置及び常圧蒸留装置の現状の処理能力は、旧判断基準の目標を達成した時点で提出されている目標達成計画に記載されている当該装置及び当該計画に記載されていない残油処理装置については旧判断基準の目標を達成した時点で公表されている当該装置の処理能力を起算点と

する。ただし、2014年3月31日時点で新設又は増設を公表している残油処理装置の処理能力も起算点に加えるものとする。

- ③ 2014年3月31日時点で原油等の使用量（1年間）が300万k l未満の石油精製業者の原油等の使用量が300万k l以上になった場合
- 原油等の使用量が300万k l以上になった事業年度の末において、石油備蓄法に基づいて届け出ている常圧蒸留装置及び残油処理装置の処理能力並びに届出がされていない残油処理装置については当該事業年度末において公表されている当該装置の1日当たりの処理能力を起算点とする。

3. 求められる対応方法と、特例措置について

(1) 「分子」対応

- 分子の増強による対応については、「相応の対応工事」や「稼働の向上」等を求める旧判断基準の要件を維持した上、新たに、燃料製品と石油化学製品との生産を柔軟に切替えるような「柔軟な供給体制」も併せて強化し、原油等の有効利用に向けた実質的な改善効果が見られ、安定供給にも配慮した対応を行うことを要件として追加。

(2) 「分母」対応

- 常圧蒸留装置の公称能力の削減についても認める。
- 常圧蒸留装置の廃棄に伴い、残油処理装置も併せて廃棄せざるを得ない場合、経済産業大臣は、当該社の目標達成状況を判断する際、その影響を考慮する。
- なお、主に石油化学製品を生産するためにコンデンセート・スプリッターを新設する場合、経済産業大臣は、当該社の目標達成状況を判断する際、その影響を考慮する。

(3) 連携による対応について

① 共同対応の場合の考え方

- 複数企業で二以上の製油所の連携体制を構築し、うち、一の製油所の常圧蒸留装置の処理能力の削減（又は残油処理装置の新増設）を行う場合、その削減量（又は残油処理装置の新増設量）を当該複数企業間で融通することを認める。

②グループ会社対応の場合の考え方

- 現行告示と同様、グループ会社での対応を認める。
- このとき、「親子関係にある複数の石油精製業者（※）」のうち、「子会社」に当たる石油精製業者が、他にも「親会社」に当たる石油精製業者等を持ち、これらの「親会社」が当該子会社をそれぞれグループ会社化しようとする場合、当該子会社の分子・分母を任意の割合で案分して各グループ会社に計上することを認める。
- また、当該子会社が常圧蒸留装置の処理能力の削減（又は残油処理装置の新增設）を行う場合、当該親会社間で融通することを認める。

※ 親子関係にある複数の石油精製業者とは、株式所有の比率等により、事業者間の取引が実質的に同一企業内の行為に準ずると認められる複数の石油精製業者を含む。

③事業再編等を進める場合の特例

- 他の事業者と共同で産業競争力強化法の「事業再編計画」の認定や「特定事業再編計画」の認定を受けるなど、他事業者と共同で石油精製の経営基盤強化に資する事業計画を進める石油精製業者については、本則に基づく措置の実施を原則とするが、本則に基づく措置の実施により、当該事業計画の実現が困難になり、原油等の有効利用や我が国の石油の安定的かつ適切な供給の確保が妨げられると考えられ、「本則に準ずる措置」の実施が適切と認められる場合には、その「本則に準ずる措置」を実施するものとする。
- また、上記の判断にあたり、経済産業大臣は必要と認める場合には総合資源エネルギー調査会の意見を聴くものとする。

(4) 一社一製油所特例

- 旧判断基準と同様、一社一製油所特例を継続する。
- このとき、旧判断基準での取組状況（装備率の改善状況や残存物の発生状況等）や我が国の石油の安定的かつ適切な供給の確保に対する影響も考慮した上で、本則に準ずる措置で対応することを認める。
- また、上記の判断にあたり、経済産業大臣は必要と認める場合には総合資源エネルギー調査会の意見を聴くものとする。

以 上